

検証意見書



2021年01月12日
意見書番号：SGS21/033

三井化学株式会社
代表取締役社長
橋本 修 様

検証目的

SGSジャパン株式会社（以下、当社）は、三井化学株式会社（以下、組織）からの依頼に基づき、組織が作成した検証対象（以下、GHG等に関する主張）について、検証基準（ISO14064-3:2006及び当社の検証手順）に基づいて検証を実施した。本検証業務の目的は、組織の対象範囲にかかるGHG等に関する主張について、判断基準に照らし適正に算定・報告されているかを独立の立場から確認し、第三者としての意見を表明することである。

検証範囲

検証対象は、Scope 1、Scope2、エネルギー消費量及び Scope 3 である。

対象期間は2019年4月1日～2020年3月31日（Scope 1,2）及び2018年4月1日～2019年3月31日（Scope 3）である。

詳細な検証対象範囲は下表参照。

検証対象	検証範囲	GHG等に関する主張
1 Scope 1, 2（エネルギー起源CO ₂ ）及びエネルギー消費量 ※敷地外の移動体の燃料は除く	組織が定めた国内6工場	Scope 1: 3,464,714 t-CO ₂ Scope 2: 603,977 t-CO ₂
2 Scope 3（カテゴリー12）	組織の製品群（三井化学株式会社ブランド）の中で組織が定めた範囲	Scope 3 Cat.12: 2,431,551 t-CO ₂

検証手順

本検証業務は、検証基準に則り、限定的保証水準にて次の手続きを実施した。

- 算定体制の検証：検証対象の測定・集計・算定・報告方法に関する質問、及び関連資料の閲覧
- 定量的データの検証：市原工場の現地検証及び証拠突合、本社における名古屋工場とのリモート現地検証及び証拠突合（新型コロナウイルスの影響による代替措置）、その他検証対象範囲に対する分析的手続及び本社における質問

判断基準は、エネルギーの使用の合理化に関する法律、サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（Ver. 2.3）、同算定のための排出量原単位データベース（Ver. 2.5）及び組織が定めた手順（作業フロー（Scope 1, 2）、Scope3算定方法）を用いた。

結論

前述の要領に基づいて実施した検証手続の範囲において、組織のGHG等に関する主張が、判断基準に従って、算定及び報告されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。

なお、当社は、組織から独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触はない。

SGSジャパン株式会社

認証・ビジネスソリューションサービス 事業部長 竹内 裕二
上級経営管理者



本書面は、SGS ジャパン株式会社によって www.sgs.com/terms_and_conditions.htm で参照することができる「認証サービスの一般条件」に従って発行されたものであり、「認証サービス」の一般条件に規定されている責任の制限と補償に関する事項および管轄に関する事項等に従います。この書面に記載された内容は検証を行った時点における、また適用される場合は組織の指示の範囲内における検証内容を示しています。組織およびこの書面に関するSGS ジャパン株式会社の責務は、取引文書におけるすべての権利および義務の履行から、免除させるものではありません。本書面の内容または体裁について、許可なく偽造、変造または改ざんすることは違法であり、違反した場合には法令に基づくあらゆる範囲において罰せられる可能性があります。